令和2年度 福祉サービス運営適正化委員会 業務報告書

福祉サービス運営適正化委員会

(社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会)

1 運営適正化委員会の組織・委員等

(1) 運営適正化委員会組織図

【福祉サービス運営適正化委員会】<社会福祉法第83条>

(社会福祉に関する学識経験者、弁護士、医師等6名)

福祉サービス運営適正化委員会組織運営要綱

(目的及び権限)

- 第2条 福祉サービス利用支援事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、次に掲げる業務を行う。
- (1) 福祉サービス利用支援事業を行う者に対する必要な助言又は勧告
- (2) 福祉サービスに関する苦情の解決のための相談、助言、調査またはあっせん
- (3) 福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがある と認めたときの鹿児島県知事への通知等
- (4) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

【事務局】

- ○委員会事務
- ○苦情の受付
- ○広報·啓発活動
- ○調査研究 等

【福祉サービス利用支援事業運営監視委員会】

<社会福祉法第84条>

(社会福祉に関する学識経験者, 弁護士, 医師等6名)

【福祉サービスに関する苦情解決委員会】

<社会福祉法第85条>

(社会福祉に関する学識経験者,弁護士,医師等4名)

(2) 福祉サービス運営適正化委員会委員

(任期:令和2年11月1日~令和4年10月31日)

		(正朔,刊和2年11月1		議体)
選考分野	氏 名	所属・職名	運営監視 委員会	苦情解決 委員会
法律	本田 晴久	弁護士	0	0
医療	委員長 野田 隆峰	精神科医	副委員長	委員長
社会福祉 (公益)	副委員長 八田 冷子	鹿児島純心女子大学教授	委員長	0
社会福祉(公益)	濵田 幸子	鹿児島県民生委員児童委員協議会	0	副委員長
社会福祉 (利用者代表)	曽木 やす子	公益社団法人認知症の人と家族の会 鹿児島県支部副代表	0	
社会福祉 (提供者代表)	水流 純大	鹿児島県知的障害者福祉協会会長	0	

【参考】運営適正化委員会委員を選考する選考委員会委員名簿

(任期:令和2年9月1日~令和4年8月31日)

選考分野	氏名	所属・職名	備考
公益代表	田中 安平	一般社団法人 鹿児島県介護福祉士会会長	副委員長
公益代表	川野信男	公益財団法人 鹿児島県老人クラブ連合会会長	委員長
利用者代表	山川 伯明	特定非営利活動法人 鹿児島県精神保健福祉会連合会理事長	
利用者代表	久保 郁子	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会理事長	
経営者代表	永友 良一	社会福祉法人 鹿児島県保育連合会副会長	
経営者代表	柴田 達朗	鹿児島県市町村社会福祉協議会連絡協議会 会長	

【参考】運営適正化委員会委員を選考する選考委員会

開催日 令和2年10月14日(水) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 ア 委員長・副委員長の選任について

イ 福祉サービス運営適正化委員会委員の選任について

2 委員会等の開催

(1) 運営適正化委員会

第1回 令和2年5月 ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い書面審議にて実施

内 容 令和元年度業務報告について

第2回 令和2年12月7日(月) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 ア 委員長の選任について

イ 副委員長の指名について

ウ 合議体(監視委員会及び苦情委員会)委員の指名について

第3回 令和3年3月12日(金) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 令和3年度業務計画(案)について

(2) 運営監視委員会

第1回 令和2年5月 ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い書面審議にて実施

内 容 ア 福祉サービス利用支援事業の実施状況等について(令和元年度分)

イ 福祉サービス利用支援事業実施社協への現地訪問調査の実施について

第2回 令和2年8月11日 (火) 出席:5名 県社会福祉センター

内容福祉サービス利用支援事業の実施状況等について(6月末現在の状況)

第3回 令和2年12月7日(月) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 ア 委員長の選任について

イ 副委員長の指名について

- ウ 福祉サービス利用支援事業の実施状況等について (10月末現在の状況)
- エ 福祉サービス利用支援事業実施社協への現地訪問調査の実施結果について

第4回 令和3年3月12日(金) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 福祉サービス利用支援事業の実施状況(1月末現在)及び実地業務調査結果の報告について

(3) 運営監視委員会による基幹的社協訪問調査の実施

運営監視委員会による基幹的社協訪問調査の実施 (10カ所)

ア 指宿市社会福祉協議会 令和2年 7月30日(木)事務局

イ 阿久根市社会福祉協議会 令和2年 8月 6日(木)事務局

ウ 鹿児島県社会福祉協議会 令和2年 8月11日(火)委員,事務局

工 姶良市社会福祉協議会 令和2年 8月20日(木)事務局

才 天城町社会福祉協議会 令和2年10月 5日(月)事務局

力 伊仙町社会福祉協議会 令和2年10月 5日(月)事務局

キ 徳之島町社会福祉協議会 令和2年10月 6日(火)事務局

ク 中種子町社会福祉協議会 令和2年10月28日(水)委員,事務局

ケ 南種子町社会福祉協議会 令和2年10月28日(水)委員,事務局

(4) 苦情解決委員会

第1回 令和2年5月 ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い書面審議にて実施

内 容 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

第2回 令和2年7月14日(火) 出席:3名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について

ウ 福祉サービスに関する相談・苦情解決事業研修会(初級編)及び調査研究活動の実施について

第3回 令和2年12月7日(月) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 ア 委員長の選任について

イ 副委員長の指名について

ウ 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

エ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について

第4回 令和3年3月12日(金) 出席:3名 県社会福祉センター

内 容 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

3 相談・苦情の受付状況

(1)月別受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
苦	情	10	5	10	12	7	5	9	8	9	2	13	8	98
相談▪	問合せ	2	4	4	4	7	2	1	2	0	7	4	3	40
合	計	12	9	14	16	14	7	10	10	9	9	17	11	138

(2)相談受付方法

(– / 111	M()(1)	,				
		来 所	電話	書面	その他	合 計
苦	情	7	74	17	0	98
相談・	問合せ	2	36	2	0	40
合	計	9	110	19	0	138

障害	苦情
身体	2
知的	19
精神	35
その他	1
計	57

(3)サービス分野・申出人の属性

(= / / / / / / / / / / / / / / / / / /		- //: 41										
申出人属性	利月	用者	家	族	代理	里人	職	員	その	の他	合	·計
サービス分野	苦情	相談 問合せ										
高齢者	1	1	16	5	0	0	2	6	4	3	23	15
障害者	45	5	5	2	0	0	3	3	4	3	57	13
児 童	1	0	7	1	0	0	0	4	0	0	8	5
その他	9	2	0	1	0	0	0	2	1	2	10	7
合 計	56	8	28	9	0	0	5	15	9	8	98	40

(4) 苦情内容・解決結果(苦情として受け付けた98件の内訳)

(1) [1] [1] [1] [1]	י הו עי		<i></i>	., ,	- 1 1 - 1	4 F9 4 7			
解決結果 苦情内容	相談助言	紹介 伝達	あっ せん	県へ 通知	その 他	継続中	意見 要望	不調	合 計
A 職員の接遇	49	1	0	0	1	0	0	10	61
B サービスの質や量	10	1	0	0	0	0	0	3	14
C 利用料	2	0	0	0	0	0	0	1	3
D 説明·情報提供	7	0	0	0	1	0	0	0	8
E 被害·損害	1	1	0	0	0	0	0	1	3
F 権利侵害	2	1	0	0	1	0	0	0	4
G その他	2	2	0	0	0	0	0	1	5
合 計	73	6	0	0	3	0	0	16	98

(5)苦情解決ポスター・リーフレット配布状況

_														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	配布箇所	9	1	3	2	9	140	4	659	6	3	3	6	845
	ポスター	31	5	17	4	43	385	8	18	55	14	8	35	623
	リーフレット	7	0	50	0	5	276	10	655	20	48	7	63	1,141

(6) 相談・苦情の概要と運営適正化委員会の対応

受付	受付	種別	相談・苦情内容	海党済工化系号令の対応	.
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	ני
1	電話	高齢者	新型コロナウィルスの感染が	傾聴を行うとともに, 運営適正	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	拡大している中で, 訪問看護職	化委員会の役割について説明を	(相談助言)
			員に自宅に来てほしくないの	して, 事業所や他機関への指導	
			だが, 定期的に来るので訪問し	権限等がないことを伝えた。	
			ないようにしてほしい。(A)	(対応回数1回)	
2	電話	障害者	退所した事業所の職員が, 自分	退所後は事業所・職員側から連	解決
(苦情)		(本人)	のことで自分の友人へ電話や	絡することはないとの回答を得	(相談助言)
			メールをしている。	た旨を伝えた。	
			勝手に個人情報を伝えたり聞	併せて, 今後同様のことがあれ	
			き取ったりすることはやめて	ば相談できる旨を伝えた。	
			ほしい。(A)	(対応回数7回)	
3	電話	障害者	子が入所したグループホーム	事業所への聞き取りを行い, 申	解決
(苦情)		(家族)	の対応が入所前のサービス担	出人へ事業を説明したが, 施設	(紹介伝達)
			当者会議で確認していたこと	の状況改善を強く望んでいる様	
			や入所前にお願いしていたこ	子で, 当委員会は事業所への指	
			ととと実際のサービス内容が	導権限はないため, 鹿児島市役	
			違いすぎており不満を持って	所障害福祉課の連絡先を紹介し	
			いる。(A)	た。	
				(対応回数5回)	
4	電話	障害者	時間になっても事業所の送迎	送迎が来ないことに対しての問	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	車が迎えに来ない。(B)	い合わせであったため, 直接事	(相談助言)
				業所へ問い合わせてみてはどう	
				かと助言した。	
				(対応回数1回)	
5	電話	高齢者	軽費老人ホームを利用しよう	介護保険制度のサービスへの苦	解決
(相談)		(その他)	としている方から事業所への	情に関しての相談先の照会であ	(紹介伝達)
			苦情を受けたのだが, どこに相	ったことから,県国民健康保険	
			談すれば良いか。	団体連合会の介護保険課・介護	
				相談室の連絡先を紹介した。	
				(対応回数1回)	
6	電話	高齢者	自施設に利用申し込みをして	話を傾聴し, 当事者からの相談	解決
(相談)		(職員)	いた方とトラブルになってい	があった場合は対応する旨を回	(その他)
			る。	答した。	
				(対応回数2回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対所	÷.
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	ZEIZEE II SZZZYMII	
7	電話	高齢者	要介護認定の結果に納得がい	要介護認定の結果についての苦	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	かない。(G)	情に加え, 今後のサービス利用	(紹介伝達)
				継続についての相談もしたいと	
				のことから,関係機関を紹介し	
				た。	
				(対応回数1回)	
8	電話	高齢者	母親が施設で虐待を受け,施設	当該職員への対応について再度	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	側は保険で対応してくれるこ	施設側と話し合うことを勧める	(紹介伝達)
			とになったが, 虐待をした職員	とともに関係機関の相談窓口を	
			個人に賠償を求めることは可	紹介した。	
			能か。(F)	(対応回数1回)	
9	電話	高齢者	サービス利用にあたり交わし	当委員会で申出内容について事	解決
(苦情)		(家族)	た契約書の記載が事業所側が	業所へ確認等を行ったが, その	(その他)
			保管しているものと利用者側	最中に申出人が事業所へ直接電	
			が保管するものとで異なって	話で確認をしており, 当事者間	
			いる。(D)	で問題が解決したため対応終	
				了。 (対応回数4回)	
1 0	電話	障害者	職員の接遇が悪く個人情報も	申出先の事業所が本件の苦情内	不調
(苦情)	(匿名)	(本人)	漏れていて, このままでは安心	容については既に対応済みであ	
			して生活できないため, 引っ越	り申出人へ連絡はしない意思を	
			し費用を要望する(A)	示したことから, 申出人へサー	
				ビス利用に向けて他の相談支援	
				事業所を探すよう助言したが納	
				得されず電話を切られた。	
				その後一定期間申出人から連絡	
				がないため対応を終了。	
				(対応回数25回)	
1 1	電話	児童	利用している保育所で子供が	申出内容について第三者委員を	解決
(苦情)		(家族)	怪我をしたが, 園内での出来事	交えた当事者間の話し合いを提	(相談助言)
			であるのに保険が下りないな	案すると,一度検討するとの回	
			ど,保育所の対応に不満があ	答があったが, その後一定期間	
			る。(A)	が経過しても連絡がないことか	
				ら対応を終了した。	
				(対応回数10回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	ᄎ
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	连古旭正记安兵云02列/ 	L)
1 2	電話	高齢者	働いている事業所のサービス	事業所への申し入れを行うにあ	不調
(苦情)	(匿名)	(職員)	に疑問を感じる点がある。(B)	たり, 事前に確認が必要な点が	
				いくつかあるため, 電話連絡を	
				するよう伝えるが, 連絡がない	
				ため, 対応終了。	
				(対応回数2回)	
1 3	電話	児童	県社協ホームページに掲載さ	相談者が希望する相談・苦情受	解決
(相談)		(職員)	れている「福祉サービスに関す	付書の様式を事業所のメールア	(相談助言)
			る相談・苦情受付書」の様式が	ドレスへ送付した。	
			欲しい。	(対応回数3回)	
1 4	電話	高齢者	施設入所中の母の介護保険料	介護保険に関する相談であるこ	解決
(相談)	(匿名)	(家族)	が未納で,施設利用料が全額負	とから, 県国民健康保険団体連	(紹介伝達)
			担となり困っている。	合会を紹介した。	
				(対応回数1回)	
1 5	電話	児童	幼稚園に関する苦情の窓口は	相談内容について, 当委員会の	解決
(相談)	(匿名)	(家族)	どこになるのか教えてほしい。	対応範囲を伝えるとともに,幼	(紹介伝達)
				稚園を所管する教育委員会を紹	
				介した。	
				(対応回数1回)	
1 6	来所	障害者	利用している事業所の職員が	事業所側が状況の改善に向けて	解決
(苦情)		(本人)	作業のやり方を教えてくれな	動こうとする意思がみられるこ	(相談助言)
			かった。(A)	とから, 暫く様子を見るよう助	
				言した。	
				(対応回数3回)	
1 7	電話	 児童	事業所の職員が妻や子供に家	事業所側が話し合いの機会を設	不調
(苦情)		(家族)	庭環境を悪化させるような助	けることを提案したことに対	
			言をしている。(A)	 し,申出人がこれを拒絶したた	
				め, 当委員会の役割を伝え, こ	
				れ以上の対応が難しいことから	
				対応を終了した。	
				(対応回数12回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対所	2
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】		_
1 8	電話	障害者	新型コロナ感染拡大に伴う緊	申出内容について事業所へ申し	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	急事態宣言解除後も面会がで	入れを行った結果, 事業所側で	(相談助言)
			きず不満がある。(B)	解決に向けての対応を取ったこ	
				とが確認できたことから対応終	
				了。	
				(対応回数8回)	
1 9	電話	障害者	希望した事業所が見つかった。	以前,事業所利用についての相	解決
(相談)	(匿名)	(本人)		談した件についての, 利用決定	(相談助言)
				報告報告であったため話を傾聴	
				し終了。	
				(対応回数1回)	
2 0	書面	障害者	事業所が給付費の請求を水増	申出内容について, 電話で詳細	解決
(苦情)	(匿名)	(職員)	しして不正を行っている。(G)	の聞き取りを提案したが, 申出	(相談助言)
				人がメールでの連絡を希望。	
				そのため, 当委員会の対応範囲	
				及び申出内容についての対応機	
				関も説明をしたが, その後一定	
				期間が経過しても連絡がないこ	
				とから対応を終了した。	
				(対応回数3回)	
2 1	書面	その他	生活福祉資金申請時の社協職	申出内容について,詳細の聞き	不調
(苦情)	(匿名)	(本人)	員の対応に不満がある。(A)	取りが必要なため, 申出人へメ	
				ールを返信したが, その後一定	
				期間が経過しても連絡がないこ	
				とから対応を終了した。	
				(対応回数2回)	
2.5	<i>==</i>	=::^ + :	まなおいかっしゃはいーしょ	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	7714
2 2	電話	高齢者	責任者や職員から嫌なことを	申出人の希望により, 苦情内容 * 東世記 & / = 44.7	解決
(苦情)		(本人)	言われた (A)	を事業所へ伝え終了。	(相談助言)
				(対応回数2回)	

受付番号		種別	相談・苦情内容 【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対係	ប់
2 3	来所	 障害者	 事業所に直接苦情を言って良	 事業所段階での苦情対応につい	解決
(苦情)		(本人)	 いかの相談をしたい。(A)	 て説明し,申出人が直接事業所	(相談助言)
				 に申し出ることを希望され終	
				了。	
				(対応回数1回)	
2 4	電話	障害者	送迎を希望しているのにして	本委員会より事業所に確認する	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	もらえない。(B)	ことを提案したが, 申出人が希	(相談助言)
				望されず,話を傾聴し,ご自身	
				で再度事業所に確認することを	
				助言し終了。	
				(対応回数1回)	
2 5	書面	障害者	事業所が資格を保有しない者	申出内容について,行政の関係	解決
(苦情)	(匿名)	(職員)	をサービス管理責任者に配置	課をメールにて紹介。	(紹介伝達)
			している。(G)	その後一定期間が経過しても連	
				絡がないことから対応を終了し	
				た。	
				(対応回数2回)	
2 6	電話	その他	勤務先である病院の苦情申出	本委員会の役割及び対象範囲を	解決
(相談)	(匿名)	(職員)	先を教えてほしい。	説明し,関係機関を紹介し終了。	(紹介伝達)
				(対応回数1回)	
2 7	電話	高齢者	 県社協ホームページに掲載さ	ー 相談者が希望する相談・苦情受	解決
(相談)		(職員)	 れている 「福祉サービスに関す	 付書等の様式を事業所のメール	(相談助言)
			 る相談・苦情受付書」の様式を	 アドレスへ送付した。	
			 ワードデータで欲しい。	(対応回数2回)	
2 8	電話	高齢者	デイサービス事業所で車いす	申出内容を確認し, 運営適正化	解決
(苦情)		(家族)	を壊され, 文書による説明を求	委員会としての対応は求めない	(相談助言)
			めたが対応に不満がある。(A)	ということだったため話を傾聴	
				し、今後また何かあった際は相	
				談するよう助言した。	
				(対応回数2回)	

受付番号	受付方法	種別	相談・苦情内容 【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	ប៉
				中山中南について、東世記側で	472.th
29	電話	高齢者	県外から帰ってきた家族との 接触を理由にデイサービスの	申出内容について, 事業所側で 既に対応を検討予定であるこ	解決 (相談助言)
(苦情)		(家族)			(伯談助吉)
			利用を断られた。(B) 	と、また、申出人へ理解を求め	
				るよう事業所から説明すること	
				が確認されたため、対応終了。	
2.0	क =1	存中		(対応回数2回)	47\+
3 0	電話	障害者	1事業所のサービスのあり方	申出内容について,悩みを抱え	解決
(相談)		(その他)	について相談を受けているの	ている本人から直接当委員会へ	(相談助言)
			だが, どうすればいいか。	連絡をしてもらうよう助言し	
				た。 (対応回数1回)	
3 1	電話	その他	相談を受けた職員の対応につ	申出人の話を傾聴するととも	不調
(苦情)	(匿名)	(本人)	いて (A)	に, 本会の役割を説明する。	
				その後, 申出人が一方的に電話	
				を切られ, それ以上の対応がで 	
				きず終了。 (対応回数4回)	
3 2	電話	障害者	送迎利用について希望を聞い	本委員会より事業所に確認する	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	てもらえない。(B)	ことを提案したが, 申出人が希	(相談助言)
				望されず, 話を傾聴し終了。	
				(対応回数1回)	
3 3	電話	その他	市の生活保護の担当の説明が	申出内容について, 市の総合案	解決
(相談)	(匿名)	(その他)	納得いかない場合の苦情申出	内コールセンターを紹介した。	(紹介伝達)
			先はどこか。	(対応回数1回)	
3 4	書面	障害者	利用している事業所の利用者	申出内容について, 事業所への	不調
(苦情)	(匿名)	(本人)	の臭いが気になり不快である。	聞き取りを行った結果, 事業所	
			(B)	と苦情の対象となっている別の	
				利用者側としては問題解決に向	
				けて改善を行っていたが、その	
				ことに対して申出人が納得せ	
				ず,当委員会が提案した事業所	
				との話し合いにも応じる様子が	
				ないまま一定期間が経過したた	
				め対応を終了した。	
				(対応回数41回)	

受付	受付	種 別 (_{申出人)}	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	5
番号	方法		【()内は苦情内容分類】		
3 5	書面	障害者	ある職員が他の職員に対して,	申出内容について事業所への申	不調
(苦情)	(匿名)	(その他)	利用者がいる前で怒ったりし 	し入れを行うにあたり, 事前に 	
			ている。(A)	詳細の確認が必要なため, 電話	
				連絡をするよう伝えるが、その	
				後一定期間が経過しても連絡が	
				ないことから対応を終了した。	
				(対応回数2回)	
3 6	電話	児童	苦情のポスターはどこでもら	当該県の運営適正化委員会を紹	解決
(相談)	(匿名)	(職員)	えるか。	介し終了。	(相談助言)
				(対応回数1回)	
3 7	電話	障害者	腹痛を訴えても事業所の職員	主訴内容に対して, 事業所の職	解決
(苦情)		(本人)	が病院に連れて行ってくれな	員に相談して直接説明を聞いて	(相談助言)
			い。(A)	みるように助言した。	
				(対応回数1回)	
3 8	電話	障害者	他の利用者に泥棒扱いされ, 職	主訴内容に対して, 疑問に思っ	解決
(苦情)		(本人)	員に訴えても対応してくれな	ていることについては一通り事	(相談助言)
			い。(A)	業所側と直接話し合うように助	
				言した。	
				(対応回数1回)	
3 9	電話	障害者	契約更新書類の手続きが必要	本委員会より事業所に確認する	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	な時期に行われていない。(D)	ことを提案したが, 申出人が希	(紹介伝達)
				望されず,併せて,事業所の退	
				所も考えているとのことであっ	
				たため, 相談先である関係機関	
				を紹介し終了。	
				(対応回数1回)	
4 0	電話	障害者	同じ施設利用者の友人が腹痛	主訴内容について, 事業所へ確	解決
(苦情)		(その他)	を訴えているのに, 職員が病院	認を行ったところ, 苦情内容の	(相談助言)
			に連れて行ってくれない。(A)	解決に向けて対応している様子	
				が確認できたことから, 申出人	
				へしばらく様子を見るように助	
				言した。	
				(対応回数3回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	医光体工业 工具人。2.4.5	<u>.</u>
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	<u></u>
4 1	 書面	高齢者	 職員間の個別の関係性に対す	 文書受付後一定期間が経過して	不調
(苦情)	(匿名)	(その他)	 る役職者の必要以上の介入を	 も連絡がないことから対応を終	
			 注意, 勧告してほしい。(G)	 了した。	
				(対応回数1回)	
4 2	電話	児童	少し前まで利用していた事業	申出内容について, 当委員会の	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	所の対応について苦情を言い	役割を説明したところ, 今後の	(相談助言)
			たい。(A)	対応についてもう一度検討した	
				いと言われたため, 当委員会か	
				ら事業所への申し入れが必要な	
				場合は連絡するよう助言した。	
				(対応回数1回)	
4 3	電話	高齢者	ショートステイ利用日前日の	申出内容について, 事業所への	解決
(苦情)	(匿名)	(その他)	夕方になって, 利用できない	聞き取りを行い, 当委員会から	(相談助言)
			旨の連絡が来た。(D)	説明したところ, 了解されたた	
				め対応を終了した。	
				(対応回数4回)	
4 4	来所	児童	第三者委員がまとめている報	申出が事業所側からの相談内容	解決
(相談)		(職員)	告書を運営適正化委員会に受	であり,事業所としては第三者	(相談助言)
			け取ってほしい。	委員を交えての話し合いを行う	
				など事業所段階での苦情解決に	
				向けての取り組みが行えている	
				ことから, 今後利用者側から今	
				回の件で当委員会へ相談があっ	
				た場合に備えて, 第三者委員が	
				まとめた報告書を受け取るとと	
				もに,児童が保育園と併用して	
				いる療育事業所側の就学移行支	
				援の構成メンバーとも協力する	
				よう助言した。	
				その後,一定期間が経過したが、	
				連絡がないため対応を終了し	
				た。	
				(対応回数4回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	k.
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	医百型正化安良云000%	r,
4 5	書面	障害者	利用している知的障害者施設	申出内容について事業所への申	不調
(苦情)	(匿名)	(本人)	の理事長, 施設長, 副施設長,	し入れを行うにあたり, 事前に	
			職員に不満がある。(A)	詳細の確認が必要なため、電話	
				連絡をするよう伝えるが, その	
				後一定期間が経過しても連絡が	
				ないことから対応を終了した。	
				(対応回数2回)	
4 6	電話	障害者	ある事業所の利用者から相談	申出内容について、本人から直	解決
(相談)		(その他)	を受けているが, 運営適正化委	接当委員会へ連絡をしてもらう	(相談助言)
			員会で対応してもらえるか。	よう助言した。	
				(対応回数1回)	
				\	*
4 7	電話	障害者	事業所の喫煙所の掃除を他の	主訴内容について, 事業所へ確	解決
(苦情)		(本人)	利用者や職員が全くせずに自	認を行い, 改善に向けて対応す	(相談助言)
			分ばかり掃除している。(A) 	る意思が確認できたことから,	
				申出人へ説明し,事業所の対応	
				にも理解を示しながら問題があ	
				れば具体的に職員と話し合うよ	
				うに助言した。	
				(対応回数4回)	
4 8	来所	障害者	担当者会議の場で作業所の職	申出内容ついて、今後について	解決
(苦情)		(本人)	員から「他の作業所に変わって 	自身の気持ちを整理したうえで	(相談助言)
			ほしい」と言われた。(A)	相談支援事業所へ相談すること 	
				を提案すると了承され退室。そ	
				の後、一定期間経過後も連絡が	
				ないことから対応を終了した。	
				(対応回数1回)	
4 9	電話	その他	生活のことで相談しても何も	事業所に申出内容を伝え、当事	解決
(苦情)		(本人)	してもらえない。(A)	者間での話し合い解決を推奨し	(その他)
				終了。	
				(対応回数3回)	

受付番号	受付方法	種別	相談・苦情内容 【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	ប់
5 0	電話	 高齢者	 ショートステイの利用開始に	 介護保険に関する窓口が国保連	解決
(相談)	(匿名)	(家族)	 あたり, 書類の件で確認をした	 合会に設けられることを伝え,	(紹介伝達)
			ر١.	 紹介した。	
				(対応回数1回)	
5 1	電話	障害者	事業所の派遣ヘルパーの都合	申出内容について, 当委員会よ	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	で, これまで可能であった介助	り事業所へ確認することを伝え	(相談助言)
			ができないと言われた。(D)	たが, 今回は, 事業所名を明ら	
				かにすることを望まれなかった	
				ため, 再度, 事業所へ確認する	
				ことを助言し終了。	
				(対応回数1回)	
5 2	電話	その他	ケースワーカーの対応が事務	申出内容を傾聴し, 申出人が直	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	的でかついい加減すぎて不満	接市役所への苦情の申し入れを	(相談助言)
			がある。(A)	希望したため, 鹿児島市の総合	
				案内コールセンターで所管部署	
				を確認することを助言した。	
				(対応回数1回)	
5 3	電話	高齢者	特別養護老人ホームに入所し	申出内容を傾聴し, 一旦は姉や	解決
(相談)	(匿名)	(家族)	ている母の体調が心配である。	施設側に疑問点を確認してみ	(相談助言)
				て, 施設側の説明に納得いかな	
				い場合等は再度当委員会へ相談	
				するよう助言すると了解され	
				た。	
				(対応回数1回)	
5 4	書面	障害者	作業所の工賃が利用者ごとに	申出内容の質問について, 市役	解決
(相談)	(匿名)	(職員)	異なること等に問題がないの	所所管課の係へ確認し回答した	(相談助言)
			か教えてほしい。	ところ納得された。	
				(対応回数4回)	
5 5	電話	高齢者	運営適正化委員会は事業所の	申出内容に対し, 当委員会の相	解決
(相談)		(職員)	職員の相談にものってもらえ	談苦情対応における役割を説明	(相談助言)
			るのか。	すると了解された。	
				(対応回数1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	 ប៉
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】		1
5 6	電話	高齢者	職員の相談に対して運営適正	申出内容に対し, 当委員会及び	解決
(相談)		(職員)	化委員会に対応してもらえな	国保連合会の相談苦情への対応	(相談助言)
			いか。	状況を説明するとともに, 保険	
				者である市への事前報告等に関	
				する助言をすると了解された。	
				(対応回数4回)	
5 7	電話	障害者	訪問看護事業所の管理者の対	申出内容に対して,事業所への	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	応で不愉快な思いをした。(A)	申し入れを提案するも希望され	(相談助言)
				なかったため, 話を傾聴した。	
				(対応回数3回)	
5 8	電話	その他	福祉サービス利用支援事業の	申出の内容について, 市社協へ	解決
(苦情)	(匿名)	(その他)	契約解除を社協に拒否されて	申し入れを行った結果, 本人の	(相談助言)
			いる。(A)	希望に沿って解約に向けて話し	
				合いを進めるとの回答が得られ	
				たため対応を終了した。	
				(対応回数3回)	
5 9	電話	その他	緊急小口資金の借り入れに係	申出内容に対して,事業所への	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	る社協職員の対応がいい加減	申し入れを提案するも希望され	(相談助言)
			で不満がある。(A)	なかったため、話を傾聴した。	
				(対応回数1回)	
6 0	書面	障害者	利用者間で言い争いになった	申出内容について事業所への申	不調
(苦情)		(本人)	時に仲裁に入った理事から暴	し入れを行うにあたり, 事前に	
			力を受けた。(E)	詳細の確認が必要なため, 電話	
				連絡をするよう伝えるが, その	
				後一定期間が経過しても連絡が	
				ないことから対応を終了した。	
				(対応回数2回)	
6 1	電話	その他	生活保護課の担当ケースワー	申出内容を傾聴したうえで, 市	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	カーだけでなく係長までも失	の担当課へ申し入れを行うこと	(相談助言)
			礼な対応を改めない。(A)	ができることを伝えたが、現時	
				点では希望しないとのことだっ たため, 必要に応じて当委員会	
				たため、必要に応じて当要負法 へ相談するよう助言したが、一	
				定期間が経過後も連絡がないた	
				め対応を終了した。	
				(対応回数1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	 	$\dot{\overline{\Sigma}}$
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】		T
6 2	電話	その他	情報公開に関する過去の弁護	申出の相談内容に対して,過去	解決
(相談)		(職員)	士の見解について教えてほし	の記録を確認し回答した。	(相談助言)
			UN.	(対応回数2回)	
6 3	電話	障害者	グループホームのサビ管や主	申出内容について, 事業所へ事	解決
(苦情)		(本人)	治医が転居を認めてくれない。	情を確認すると, 申出人の意向	(相談助言)
			(A)	に沿って今後も支援していくこ	
				とを確認できたため, 申出人へ	
				伝えたうえで, 事業所及び主治	
				医とよく相談したうえで今後の	
				ことを決めていくよう助言し	
				た。 (対応回数3回)	
6 4	電話	障害者	障害支援区分について不服申	申出の相談内容に対して, 県担	解決
(相談)		(職員)	し立てをする際の手順を教え	当課へ確認し回答した。	(相談助言)
			てほしい。	(対応回数3回)	
6 5	電話	児童	保育所から不当に解雇された	申出の相談内容に対して, 労働	解決
(相談)	(匿名)	(職員)	場合の相談先を教えてほしい。	基準監督署へ相談するよう助言	(紹介伝達)
				した。 (対応回数1回)	
6 6	電話	障害者	利用している作業所を抜き打	申出内容について, 当委員会の	不調
(苦情)		(本人)	ちで調査してほしい。(A)	役割を伝えるが事業所への申し	
				入れなどは希望されない様子	
				で, 話を傾聴するも最後に事業	
				所名を言い残しただけで説明し	
				た当委員会の対応範囲内での具	
				体的な対応を求められず、電話	
				が切られたため対応を終了。	
				(対応回数2回)	
6 7	電話	高齢者	事故による負傷後のデイケア	申出内容について, デイケア事	解決
(苦情)		(家族)	の対応に誠意が見られない。	業所に求めた対応の検討結果を	(相談助言)
			(A)	確認し,必要に応じて事業所の	
				苦情受付担当者や苦情解決責任	
				者, また運営適正化委員会へ相	
				談することを助言した。	
				(対応回数1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	.
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	建各炮比化安良云00% 	ני
6 8	電話	高齢者	父親が入所しているグループ	申出内容について,事業所へ聞	解決
(苦情)		(家族)	ホームから退去予告を知らせ	き取りを行い申出人へ伝えるも	(相談助言)
			る書類が届いた。(B)	納得されなかったため, 市の介	
				護保険所管課へ相談することを	
				助言すると了承された。	
				(対応回数6回)	
6 9	電話	高齢者	サービス付き高齢者向け住宅	申出の相談内容が事業所におけ	解決
(相談)	(匿名)	(職員)	には相談員の配置が必須か教	る職員配置基準に関する問い合	(紹介伝達)
			えてほしい。	わせであったため, 県の所管課	
				を紹介した。 (対応回数1回)	
7 0	電話	障害者	食欲がないのに, 夜勤担当の職	主訴内容について, 事業所へ確	解決
(苦情)		(本人)	員から食事と薬の内服につい	認を行うと,本人に理解が得ら	(相談助言)
			て厳しく注意された。(A)	れるよう説明するとの意思が確	
				認できたことから, 申出人へ説	
				明したうえで,食事の件につい	
				て職員へ相談することを助言し	
				た。 (対応回数5回)	
7 1	書面	高齢者	事業所内における高齢者虐	申出のあった告発内容を保険者	解決
(苦情)	(匿名)	(職員)	待・拘束を内部告発したい。(F)	へ伝えると, 既に調査を行い虐	(その他)
				待の事実がないことを確認済み	
				との回答を得たため, 対応を終	
				了した。 (対応回数4回)	
7 2	電話	障害者	居住地付近の障害者のグルー	当委員会へ相談する前に, 相談	解決
(相談)		(本人)	プホームの空き状況を教えて	支援事業所へ相談済みであった	(相談助言)
			ほしい。	ことから, 相談支援事業所から	
				の回答を待つように助言すると	
				了解された。 (対応回数1回)	
7 3	電話	児童	子供が他児童から嫌がらせを	申出内容について事業所へ申し	不調
(苦情)		(家族)	 されているが, そのことでの保	入れを行った上で,事業所から	
			育所の対応に不満がある。(A)	説明のあった今後の対応を伝え	
				るも, 納得されずに電話を切ら	
				れたことから, 当委員会として	
				の継続対応ができず対応を終了	
				した。 (対応回数4回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	マツケエルチロへのおり	<u> </u>
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	ር›
7 4	電話	障害者	職員間の引継ぎが充分になさ	申出内容について, 事業所から	解決
(苦情)		(本人)	れていない。(A)	申出人へ謝罪及び今後の対応に	(相談助言)
				ついて説明のあったことで,申	
				出人から申し入れを取り消した	
				い旨の連絡があったことから対	
				応を終了した。 (対応回数2回)	
7 5	電話	障害者	理事長が利用者に車で買い物	申出内容について, 事業所へ申	解決
(苦情)	(匿名)	(その他)	の送迎等をさせている。(A)	し入れを行うと, 今後の対応改	(相談助言)
				善の意思が確認できたため,対	
				応を終了した。	
				(対応回数5回)	
7 6	電話	高齢者	施設が, 母のキーパーソンであ	申出内容に対して, 事業所への	不調
(苦情)	(匿名)	(家族)	る兄の指示で自分の面会を拒	申し入れについて説明をした	
			否する。(A)	が,途中で申出人が電話を切っ	
				たのち,連絡が通じず,一定期	
				間経過後も連絡がないため対応	
				を終了した。 (対応回数1回)	
7 7	来所	児童	事業所の不注意で息子が 2 度	申出内容を傾聴したうえで, 市	解決
(苦情)		(家族)	も行方不明になった挙句に退	の所管課を紹介するとともに,	(相談助言)
			所を促された。(B)	事業所との話し合い後, 必要に	
				応じて再度連絡するよう助言し	
				た。 (対応回数2回)	
7 8	電話	その他	何の説明もないまま生活保護	申出内容について, 市へ申し入	解決
(苦情)		(本人)	費を減額された。(A)	れをした後,担当ケースワーカ	(相談助言)
				ーから申出人へ説明があったこ	
				とを確認したため, 対応を終了	
				した。 (対応回数5回)	
7 9	電話	児童	門限時間を過ぎて施設に戻っ	申し出に内容に対し,事業所へ	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	てくる家族の騒音がうるさく	申し入れを行ったところ,問題	(相談助言)
			て迷惑している。(B)	解決に向けて対応したうえで申	
				出人に対しても説明し, 納得し	
				ていることが確認されたことか	
				ら対応を終了した。	
				(対応回数8回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	ប់
番号	方法		【()内は苦情内容分類】	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
8 0	書面	その他	町社協で総合支援資金の申請	主訴の相談に対して, 関係部署	解決
(相談)		(本人)	が通らなかったので県社協に	及び関係機関へ確認したとこ	(相談助言)
			直接申請できないか。	ろ, 適切に対応されていること	
				が確認できたため、相談者へそ	
				の旨を伝えた。 (対応回数5回)	
8 1	書面	高齢者	市内のデイサービスで不正や	主訴に対して,関係機関を紹介	解決
(苦情)		(その他)	代表から職員へのパワハラが	した。	(相談助言)
			あるように思われる。(G)	(対応回数2回)	
8 2	電話	高齢者	入所後, 父が転倒を繰り返し骨	申出内容について,事業所が事	解決
(苦情)		(家族)	折し車いす生活になった。(E)	故報告書を申出人へ提出した上	(相談助言)
				で, 今後の話し合いについては	
				他事業所の協力を得ながら進め	
				ていく方法を提示し, 申出人も	
				それに同意する姿勢が確認でき	
				たことから対応を終了した。	
				(対応回数4回)	
8 3	来所	高齢者	新型コロナの影響で面会が制	申出内容について当委員会の役	解決
(苦情)		(家族)	限され, 母の治療が充分にでき	割を説明した上で, 事業所への	(相談助言)
			ず困っている。(A)	指導権限は行政が有することを	
				説明。当委員会としても事業所	
				へ申し入れを行ったが, その後	
				申出人が市に相談し当委員会に	
				対して対応中断を求められた。	
				その後一定期間連絡がないこと	
				から対応終了とした。	
				(対応回数6回)	
8 4	書面	障害者	住んでいるグループホームで	申出内容について事業所への申	不調
(苦情)		(本人)	共益費を過剰請求された。(C)	し入れを行うにあたり, 事前に	
				詳細の確認が必要なため、電話	
				連絡をするよう伝えるが, その	
				後一定期間が経過しても連絡が	
				ないことから対応を終了した。	
				(対応回数2回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対局	<u> </u>
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】 		Τ
8 5	電話	障害者	職員による利用者への虐待が	申出のあった告発内容につい	解決
(苦情)		(職員)	続いており, 理事等も認識はし	て, 指定元である県の所管課及	(相談助言)
			ているが一向に改善がなされ	び法人所在地の町役場関係課へ	
			ない。(F)	情報提供を行った。	
				(対応回数4回)	
8 6	来所	高齢者	母が入居している事業所が兄	申出に対して,事業所への申し入	不調
(苦情)		(家族)	夫婦の言いなりになって面会	れを行い, 聞き取り内容を申出人	
			を拒否されている。(A)	へ説明したが納得せず, 法的措置	
				を検討する意向が確認されたた	
				め,対応を終了した。	
				(対応回数8回)	
8 7	電話	障害者	職員からの暴言, 職員の利用者	申出内容に対し,事業所へ申し	解決
(苦情)		(本人)	に対する監視が行き過ぎてい	入れをしたところ, 申出人と他	(相談助言)
			る。(A)	利用者との関係を良好に保つた	
				めの取り組み, 申出人の健康を	
				気にかけた発言であったことが	
				確認できたことから, 申出人へ	
				その旨を説明し, しばらく様子	
				を見て気になることがあれば再	
				度連絡するよう助言した。	
				(対応回数3回)	
8 8	 来所	 障害者	<u></u> 働いていたときの処遇改善給	 相談内容が,労使間トラブルに	解決
(相談)		(その他)	付金が支払われていない。	 関することと事業所の不正に関	(相談助言)
				 する訴えであったことから,そ	
				 れぞれ労働基準監督署と市障害	
				 福祉課を紹介した。	
				(対応回数1回)	
8 9	来所	 高齢者	グループホームから特養への	 申出内容について当事者間での	解決
(苦情)		(家族)	転所を威圧的に促される。(A)	 話し合いが行われた結果, 事業	(相談助言)
				 所側が謝罪したことで申出人が	
				 納得し,解決に至ったことから	
				対応を終了した。	
				(対応回数3回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	.
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	建名炮止化安良云の別』 	տ
9 0	電話	その他	私立幼稚園は運営適正化委員	本委員会の対象種別について説	解決
(相談)		(その他)	会の対象となるか。	明し, 申出人が了承され終了し	(相談助言)
				た。 (対応回数1回)	
9 1	電話	その他	何度も相談していることが伝	事業所側へ苦情内容を伝え、経	解決
(苦情)		(本人)	わらないため、運営適正化委員	緯を確認したが,訴えの内容が	(相談助言)
			会から伝えてほしい。(A)	明確でないこと, 事業所のサー	
				ビス内容に対する直接的な訴え	
				ではないことから,対応を終了	
				した。	
				(対応回数2回)	
9 2	電話	障害者	事業所の関りに困っている利	申出内容について, 本人から直	解決
(苦情)	(匿名)	(その他)	用者(知人)のために事業所を	接当委員会へ連絡をしてもらう	(相談助言)
			注意してほしい。(A)	よう助言した。	
				(対応回数1回)	
9 3	電話	障害者	急にサービスの提供を中止さ	事業所へ申し入れを行った結	解決
(苦情)		(本人)	れ, 買い物等に行けず困ってい	果,途中で支援が途切れたこと	(相談助言)
			る。(B)	について相談支援事業所から申	
				出人へ経緯の説明等を行った上	
				で, 申出人が不安を抱えていた	
				今後の支援が決定し納得された	
				ため対応を終了した。	
				(対応回数12回)	
9 4	電話	障害者	理事長から暴力を受けている。	主訴について,事業所所在地の	解決
(苦情)		(本人)	(F)	市主管課へ情報提供を行ったと	(相談助言)
				ころ, 申出人本人から市へ直接	
				依頼があれば対応する旨の回答	
				が得られたことから, 市へ相談	
				するよう助言した。	
				(対応回数13回)	
9 5	書面	障害者	遅刻欠勤があったことで, 書類	事業所側が相談に応じる姿勢が	解決
(苦情)		(本人)	の提出や今後のサービス利用	確認できたことから, 申出人に	(相談助言)
			の判断を迫られている。(D)	事業所へ連絡し相談してみるよ	
				う助言した。	
				(対応回数4回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対所	_ር
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	是自起正的女共五000%	.
9 6	電話	その他	福祉サービス利用支援事業の	申出の内容について, 市社協へ	解決
(苦情)		(本人)	契約解除を社協に拒否されて	申し入れを行った結果, 本人の	(相談助言)
			いる。(A)	希望に沿って解約に向けて話し	
				合いを進めているとの回答が得	
				られたため、対応を終了した。	
				(対応回数5回)	
9 7	電話	障害者	入居しているグループホーム	事業所へ申し入れを行った結	解決
(苦情)		(本人)	の退去を迫られ困っている。	果,事業所側が申出人へ再度説	(相談助言)
			(D)	明の上話し合いを持つ意向が確	
				認できたため, 申出人に対して	
				もその旨を伝え, 双方で話し合	
				うよう助言した。	
				(対応回数6回)	
9 8	電話	高齢者	事業所が義母に十分な食事や	事業所へ申し入れを行ったとこ	不調
(苦情)		(家族)	水分を摂らせていない。(B)	ろ, 適切なサービス提供が行わ	
				れていることが確認できた。	
				そのうえで申出人へ連絡するも	
				連絡がつながらず, 一定期間が	
				経過しても申出人からの連絡が	
				ないことから対応を終了した。	
				(対応回数9回)	
9 9	電話	障害者	体調不調を理由に事業所を辞	「契約解除」について, 事業所	解決
(苦情)		(その他)	めるように言われた (D)	と交わしている契約書や重要事	(相談助言)
				項説明書などを確認し, 事業所	
				に説明を求めること等助言し,	
				申出人が了承され終了した。	
				(対応回数3回)	
1 0 0	書面	障害者	施設長が朝礼時、大勢の前で1	申出内容について事業所への申	解決
(苦情)		(本人)	人の利用者を怒鳴りつけたり、	し入れを行うにあたり, 事前に	(相談助言)
			不快な発言をしている。(B)	詳細の確認が必要なため、電話	
				連絡をするよう伝えたが、申し	
				入れを希望しないとの返信があ	
				ったことから対応を終了した。	
				(対応回数3回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	建日起正门女关系67/7///	C,
101	電話	障害者	グループホームの管理者やサ	申出の内容が, 事業所の指定元	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	ビ管の対応に不満がある。(D)	となる行政に対することであっ	(相談助言)
				たことから, 市の主管課へ問い	
				合わせるよう助言した。	
				(対応回数1回)	
102	書面	障害者	他の利用者と比べ, スタッフか	事業所へ申し入れを行った結	解決
(苦情)		(本人)	らの声掛けなどがなく不公平	果,事業所側が申出人からの相	(相談助言)
			感を感じている。(A)	談に応じる上で職員間の認識の	
				統一を図る意向が確認でき, 申	
				出人に対してもその旨を伝え助	
				言したところ納得された。	
				(対応回数9回)	
1 0 3	電話	高齢者	デイケア施設利用者の送迎の	介護保険サービスに関すること	解決
(相談)	(匿名)	(家族)	あり方について, 疑問に思って	であったため,窓口となる国保	(紹介伝達)
			いることがある。	連を紹介した。 (対応回数1回)	
104	電話	高齢者	介護老人保健施設に2回入所	申出内容について, 指導権限を	解決
(相談)		(家族)	申込みをしたが、放ったらかし	有する県の主管課を紹介した。	(紹介伝達)
			にされている。この施設に指導	(対応回数3回)	
			をしてもらいたい。		
1 0 5	電話	その他	福祉サービス利用支援事業の	担当者の変更が可能かどうか,	解決
(相談)		(本人)	市社協の担当者を変更して欲	市社協へ直接確認してみるよう	(相談助言)
			しいと思っているが,変更がで	助言したところ, 了承されため	
			きるのか知りたい。	対応を終了した。(対応回数1回)	
106	電話	障害者	利用者の今後についての打合	本委員会の役割を説明したとこ	解決
(相談)		(職員)	せに運営適正化委員会にも参	ろ, 了承されたため対応を終了	(相談助言)
			加してもらえないか。	した。 (対応回数3回)	
107	電話	高齢者	新たに特養を開設するにあた	法人内の複数事業所で同じ第三	解決
(相談)		(職員)	り, 現存の特養とは第三者委員	者委員を設置したり,同一法人	(相談助言)
			は別の方にした方が良いか。	内でも事業所ごとに第三者委員	
				を設置したりするなど, 法人の	
				判断で差し支えないことを助言	
				した。 (対応回数1回)	

番号 方法 (中出人) 【() 内(高向内容分類) 通答適正化委員会の対応 【() 内(高向内容分類) () () () () () () () () () (受付	受付	種別	相談・苦情内容	75. W. T. U. T. D. O. J. I.	_
(相談) (書名) (事族) 変更したい。 か十分検討した上で、やはり身 内に変更したいと言うことであれば、施設側に直接会って相談 することなどを助言したところ 了解された。 (対応回数1回) 1 0 9 電話 (本人) 員に訴えても対応してくれない。(A) 明起し終了した。 (対応回数1回) 1 1 0 電話 その他 引きこもりの娘について相談 中出人の和談内容を傾聴した上で、ボランティア活動等から始 (相談助言) が (本人) したい。 (おしたい。 明本の (本人) の (相談助言) が (お人) の (おいる。(名) が (相談助言) が (相談助言) が (お人) の (相談助言) が (お人) の (相談助言) が (おん) の (おいる。(名) が (相談助言) が (相談助言) が (おん) が (相談助言) が (おん) が (相談助言) が (おん) が (相談助言) が (相談助言) が (おん) が (相談助言) が (相談助言) が (また) が (相談の言)	番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	連営適正化委員会の対応 	<u>v</u>
内に変更したいと言うごとであれば、施設側に直接会って相談することなどを助言したところ	1 0 8	電話	障害者	 入院中の姉の後見人を身内に	 後見人を変更する必要があるの	解決
れば、施設側に直接会って相談することなどを助言したところ	(相談)	(匿名)	(家族)	変更したい。	 か十分検討した上で, やはり身	(相談助言)
することなどを助言したとごろ					 内に変更したいと言うことであ	
109 電話 障害者 (本人) 見に訴えても対応してくれな (対応回数1回) 解決 (相談助言) (水にの数1回) 電話 (本人) 見に訴えても対応してくれな (対応回数1回) 日10 電話 その他 (相談) (匿名) (予定) (関係) (理談) 日111 書面 (本人) (本人) (本人) (本人) (本人) (本人) (本人) (本人)					 れば, 施設側に直接会って相談	
(対応回数1回) (対応回数1回) (対応回数1回) (活情) 電話					することなどを助言したところ	
109 電話 障害者 (本人) 長に訴えても対応してくれない。(A) 日まりの娘について相談 中出人の相談内容を傾聴した上で、ボランティア活動等から始い。(A) 日まの 日					了解された。	
(苦情) (本人) 員に訴えても対応してくれな (規聴し終了した。 (相談助言) い。(A) 明書ごもりの娘について相談 申出人の相談内容を傾聴した上 保決 (相談助言) したい。 明書ごもりの娘について相談 中出人の相談内容を傾聴した上 で、ボランティア活動等から始 めて外出機会を増やすことなど を助言したところ、了承された。 (対応回数1回) 111 書面 障害者 (本人) (A) 単初、事業所への申し入れを希 望する旨のメールがあったもの の、再度申し入れの希望を取り 消す旨のメールが届いたことか ら対応を終了した。 (対応回数3回) 112 電話 障害者 (本人) ら泥棒扱いされ、つらい思いを している。(A) 申出内容を事業所へ伝えたとこ 解決 (相談助言) られたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) 113 電話 障害者 (本人) 第二部 では、 (本人) 第二部でもの、対応を終了した。 (対応回数3回) 113 電話 障害者 (本人) でもらえない。(A) 第二部では、 (対応回数3回) 第二部では、 (対応回数4回) 第二部では、 (対応回述の本述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述					(対応回数1回)	
	1 0 9	電話	障害者	他の利用者に泥棒扱いされ, 職	申出人の希望により申出内容を	解決
110 電話	(苦情)		(本人)	員に訴えても対応してくれな	は 傾聴し終了した。 (相	
(相談) (匿名) (家族) したい。 で、ボランティア活動等から始めて外出機会を増やすことなどを助言したところ、了承された。 (対応回数1回) 111 書面 (本人) (本人) (相談助言) の、再度申し入れを希望する旨のメールがあったものの、再度申し入れの希望を取り消す旨のメールが届いたことから対応を終了した。 (対応回数3回) 中出内容を事業所へ伝えたとこの、(対応回数3回) がおいる。(A) 中出内容を事業所へ伝えたとこの、(対応回数3回) がおいる。(A) 中出内容を事業所へ伝えたとこの、(対応回数3回) がれたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) がおいる。(A) は、本人) 意見が合わず、言うことを聞いてもらえない。(A) でもらえない。(A) では認できたため、対応を終了した。 (対応回数3回) が決している。(本人) 意見が合わず、言うことを聞いてもらえない。(A) がなるできたため、対応を終了した。 (対応回数4回) は、本人 (相談助言) でもらえない。(A) がないでは認できたため、対応を終了した。 (対応回数4回) がないでは認できたため、対応を終了した。 (対応回数4回) がよいでは認いできたなり、対応を終了した。 (対応回数4回) がないでは認いできたなの、対応を終了した。 (対応回数4回) がよいでは認いできたなの、対応を終了した。 (対応回数4回) がよいでは認いてきたなの、対応を終了した。 (対応回数4回) がよいでは認いてきたなの、対応を終了した。 (相談助言) がないできないでは認いてきたため、対応を終了した。 (対応回数4回) がよいでは認いてきたなの、対応回数4回) がよいでは認いてきたなの、対応を終了した。 (相談助言) がないでは認いてきたないでは認いてきたないでは認いてきたないでは認いてきたないでは認いてきたないでは認いてきたないでは、対応回数4回) は、対応回数4回) は、対応回				い。(A)	(対応回数1回)	
おて外出機会を増やすことなどを助言したところ、了承された。 (対応回数1回) 1 1 1 書面 障害者 施設側の対応に不満がある。 当初、事業所への申し入れを希望する旨のメールがあったものの、再度申し入れの希望を取り消す旨のメールが届いたことから対応を終了した。 (対応回数3回) 1 1 2 電話 障害者 物置の鍵をなくしたが、職員から泥棒扱いされ、つらい思いをしている。(A) 申出内容を事業所へ伝えたところ、申出人と話し合う姿勢が見られたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) 1 1 3 電話 障害者 (本人) 意見が合わず、言うことを聞いてもらえない。(A) 申出内容を事業所へ伝えたところ、申出人と話をしていたてもらえない。(A) 申出内容を事業所へ伝えたところ、既に申出人と話をしていたてもらえない。(A) 申出内容を事業所へ伝えたところ、既に申出人と話をしていたてもらえない。(A) 申出内容を事業所へ伝えたところ、既に申出人と話をしていたてもらえない。(A) 申出内容を事業所へ伝えたところ、既に申出人と話をしていたてもらえない。(A) 申出内容を事業所へ伝えたところ、既に申出人と話をしていたてもらえない。(本人) 意見が合わず、言うことを聞いてもらえない。(対応回数4回) 解決を推奨 解決(相談助言) 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談助言)	1 1 0	電話	その他	引きこもりの娘について相談	申出人の相談内容を傾聴した上	解決
を助言したところ、了承された。 (対応回数1回) 1 1 1 書面 障害者 施設側の対応に不満がある。 当初、事業所への申し入れを希 望する旨のメールがあったもの の、再度申し入れの希望を取り 消す旨のメールが届いたことか ら対応を終了した。 (対応回数3回) 1 1 2 電話 障害者 (本人) ら泥棒扱いされ、つらい思いを している。(A) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(相談)	(匿名)	(家族)	したい。	で, ボランティア活動等から始	(相談助言)
(対応回数1回) 111 書面 障害者 施設側の対応に不満がある。 当初,事業所への申し入れを希 解決 望する旨のメールがあったもの の,再度申し入れの希望を取り 消す旨のメールが届いたことか ら対応を終了した。 (対応回数3回) 112 電話 障害者 物置の鍵をなくしたが,職員か 与北内容を事業所へ伝えたとこ 月決 (括情) (本人) ら泥棒扱いされ,つらい思いを している。(A) られたことから,対応を終了した。 (対応回数3回) 日13 電話 障害者 ゴミ出しの時間ことで職員と られたことから,対応を終了した。 (対応回数3回) 「対応を終了した。 (対応回数3回) 日14 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談助言) 日14 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談助言) 日14 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談助言) 日15 (相談助言) 日16 日2 日2 日2 日2 日2 日2 日2 日					めて外出機会を増やすことなど	
111 書面 障害者 施設側の対応に不満がある。 当初,事業所への申し入れを希 解決 望する旨のメールがあったもの の,再度申し入れの希望を取り 消す旨のメールが届いたことか ら対応を終了した。 (対応回数3回) 日12 電話 (本人) ら泥棒扱いされ,つらい思いを している。(A) している。(A) 中出内容を事業所へ伝えたとこ 所決 (相談助言) られたことから,対応を終了した。 (対応回数3回) 日13 電話 (本人) 意見が合わず,言うことを聞い てもらえない。(A) でもらえない。(A) では認できたため、対応を (相談助言) では、					を助言したところ,了承された。	
(本人) (A) 望する旨のメールがあったもの の, 再度申し入れの希望を取り 消す旨のメールが届いたことか ら対応を終了した。 (対応回数3回) 112 電話 障害者 物置の鍵をなくしたが, 職員か ら泥棒扱いされ, つらい思いを している。(A) りんだことから, 対応を終了した。 (対応回数3回) には、(本人) ら泥棒扱いされ, つらい思いを している。(A) りんだことから, 対応を終了した。 (対応回数3回) には、(本人) 意見が合わず, 言うことを聞い てもらえない。(A) でもらえない。(A) に申出人と話をしていた ことが確認できたため, 対応を終了した。 (対応回数4回) 114 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで は、対応を終了した。 (対応回数4回) 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談助言) きて困っている。 (相談助言)					(対応回数1回)	
の、再度申し入れの希望を取り 消す旨のメールが届いたことか ら対応を終了した。 (対応回数3回) 112 電話 障害者 (本人) ら泥棒扱いされ、つらい思いを している。(A) 申出内容を事業所へ伝えたとこ う、申出人と話し合う姿勢が見 している。(A) られたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) 113 電話 障害者 ゴミ出しの時間ことで職員と 意見が合わず、言うことを聞い てもらえない。(A) 中出内容を事業所へ伝えたとこ ろ、既に申出人と話をしていた ことが確認できたため、対応を 終了した。 (対応回数4回) 114 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで (相談助言) 114 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで (相談) (匿名) (その他) きて困っている。	1 1 1	書面	障害者	施設側の対応に不満がある。	当初, 事業所への申し入れを希	解決
消す旨のメールが届いたことから対応を終了した。 (対応回数3回) 112 電話 障害者 物置の鍵をなくしたが、職員か 申出内容を事業所へ伝えたとこ 解決 (本人) ら泥棒扱いされ、つらい思いを している。(A) られたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) 113 電話 障害者 ゴミ出しの時間ことで職員と 申出内容を事業所へ伝えたとこ 解決 (本人) 意見が合わず、言うことを聞い てもらえない。(A) ことが確認できたため、対応を 終了した。 (対応回数4回) 114 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談助言) 6元を終了した。 (対応回数4回) 114 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 が決し、対応を終了した。 (相談助言) 114 電話 高齢者 日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のできたため、対応を終了した。 (相談助言) 114 電話 高齢者 日本のでは、日本ので	(苦情)		(本人)	(A)	望する旨のメールがあったもの	(相談助言)
日 1 1 2 電話 障害者 物置の鍵をなくしたが、職員か 申出内容を事業所へ伝えたとこ 解決 (法情) (本人) ら泥棒扱いされ、つらい思いを している。(A) られたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) (相談助言) られたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) (本人) 意見が合わず、言うことを聞い てもらえない。(A) でもらえない。(A) でもらえない。(対応回数4回) でもらえない。(対応回数4回) でもらえない。(対応回数4回) でもらえない。(日談助言) でもない。(対応を終了した。 (相談助言) でもない。(対応を終了した。 (相談助言) でもない。(知述の意味を表すした。) では、対応を終了した。 (相談助言) では、対応を終了した。 (相談助言) では、対応を終了した。 (相談助言) では、対応を終了した。 (相談助言) では、対応を終了した。 (相談助言) では、対応を終了した。 (対応を終了した。 (対応を終了した。 (相談助言) では、対応を終了した。 (対応を終了した。 (の, 再度申し入れの希望を取り	
1 1 2 電話 障害者 物置の鍵をなくしたが, 職員か 申出内容を事業所へ伝えたとこ 解決 (本人) ら泥棒扱いされ, つらい思いを している。(A) られたことから, 対応を終了した。 (相談助言) (相談助言) 1 1 3 電話 障害者 ゴミ出しの時間ことで職員と 市出内容を事業所へ伝えたとこ 解決 (活情) (本人) 意見が合わず, 言うことを聞い てもらえない。(A) ことが確認できたため, 対応を 終了した。 (対応回数4回) 1 1 4 電話 高齢者 (種談) (匿名) (その他) きて困っている。 当事者間の話し合い解決を推奨 し, 対応を終了した。 (相談助言)					消す旨のメールが届いたことか	
112 電話 障害者 (本人) 物置の鍵をなくしたが、職員から泥棒扱いされ、つらい思いをら泥棒扱いされ、つらい思いをしている。(A) 申出内容を事業所へ伝えたところ、申出人と話し合う姿勢が見られたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) (相談助言) 113 電話 (本人) 意見が合わず、言うことを聞いてもらえない。(A) 申出内容を事業所へ伝えたところ、既に申出人と話をしていたことが確認できたため、対応を終了した。 (対応回数4回) (相談助言) 114 電話 高齢者 (をの他)である。 (その他)である。 (本の他)である。 「本人)である。 (本人)である。 (本人)であ					ら対応を終了した。	
(苦情) (本人) ら泥棒扱いされ, つらい思いを している。(A) られたことから, 対応を終了した。 (対応回数3回) にます。 (対応回数3回) にはいる。(A) おいる。(A) おいる。(対応回数4回) は、114 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談助言) は、対応を終了した。 (相談助言) は、対応を終了した。 (相談助言) は、対応を終了した。 (相談助言) には、対応を終了した。 (相談助言) には、対応を終すした。 (対応を終了した。 (相談助言) には、は、対応を終了した。 (対応を終了した。 (対応を終了した。 (相談助言) には、は、対応を終了した。 (対応を終了した。 (対応を終了し					(対応回数3回)	
している。(A) られたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) にまる。(A) られたことから、対応を終了した。 (対応回数3回) にまる。(対応回数3回) にまる。(対応回数3回) にまる。(対応回数3回) にまる。(対応回数4回)	1 1 2	電話	障害者	物置の鍵をなくしたが, 職員か	申出内容を事業所へ伝えたとこ	解決
た。 (対応回数3回) た。 (対応回数3回) 1 1 3	(苦情)		(本人)	ら泥棒扱いされ, つらい思いを	ろ, 申出人と話し合う姿勢が見	(相談助言)
113 電話 障害者 ゴミ出しの時間ことで職員と				している。(A)	られたことから, 対応を終了し	
(苦情) (本人) 意見が合わず、言うことを聞い ことが確認できたため、対応を 終了した。 (相談助言) 1 1 4 電話 高齢者 (医名) 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 (相談助言) 解決 (地談) (大の他) きて困っている。 し、対応を終了した。 (相談助言)					た。 (対応回数3回)	
てもらえない。(A) ことが確認できたため、対応を終了した。 (対応回数4回) 114 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで (地談) 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談) (相談) (医名) (その他) きて困っている。 し、対応を終了した。 (相談助言)	113	電話	障害者	ゴミ出しの時間ことで職員と	申出内容を事業所へ伝えたとこ	解決
終了した。 (対応回数4回) 1 1 4 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談) (匿名) (その他) きて困っている。 し,対応を終了した。 (相談助言)	(苦情)		(本人)	意見が合わず, 言うことを聞い	ろ, 既に申出人と話をしていた	(相談助言)
114 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談) (匿名) (その他) きて困っている。 し、対応を終了した。 (相談助言)				てもらえない。(A)	ことが確認できたため, 対応を	
1 1 4 電話 高齢者 隣の施設から洗濯物が飛んで 当事者間の話し合い解決を推奨 解決 (相談) (匿名) (その他) きて困っている。					終了した。	
(相談) (匿名) (その他) きて困っている。 し、対応を終了した。 (相談助言)					(対応回数4回)	
	1 1 4	電話	高齢者	隣の施設から洗濯物が飛んで	当事者間の話し合い解決を推奨解決	
(対応回数1回)	(相談)	(匿名)	(その他)	きて困っている。	し,対応を終了した。 (相談助	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					(対応回数1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	<u> </u>
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	ZEIZEE 10XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	.
1 1 5	電話	障害者	施設の職員の利用者に対する	申出人が話を聞き置くだけでよ	解決
(苦情)		(本人)	言葉遣いが悪い。(A)	いと言われたため, 傾聴して対	(相談助言)
				応を終了した。 (対応回数1回)	
1 1 6	電話	障害者	施設の職員の利用者に対する	申出人が話を聞き置くだけでよ	解決
(苦情)		(本人)	対応が悪い。(A)	いと言われたため, 傾聴して対	(相談助言)
				応を終了した。 (対応回数1回)	
117	電話	障害者	事業所の社長を指導してほし	当委員会には指導権限が無いこ	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	い。(A)	とを説明したうえで、指導権限	(紹介伝達)
				を有する行政の主管課を紹介し	
				た。 (対応回数1回)	
1 1 8	電話	障害者	事業所の社長について不満が	申出人の話を傾聴し対応を終了	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	ある。(A)	した。 (対応回数1回)	(相談助言)
1.1.0	高红	 空中土	- 東世記中の他利田老が七日に	中川の中京た声響託。たこれに	47.h
119	電話	障害者	事業所内の他利用者が左足ヒ	申出の内容を事業所へ伝えたと	解決
(苦情)		(本人)	ザが悪いので、病院へ連れて行	ころ, 看護師が当該利用者の様	(相談助言)
			くよう施設に電話して欲しい。	子を見ることが確認できたた	
			(A)	め, 申出人へ伝えて対応を終了	
				した。 (対応回数3回)	
1 2 0	電話	障害者	事業所内の他利用者の左足ヒ	申出人が話を聞き置くだけでよ	解決
(苦情)		(本人)	ザが痛いと看護師に言うが, 見	いと言われたため, 傾聴して対	(相談助言)
			てくれない。(A)	応を終了した。	
				(対応回数1回)	
1 2 1	電話	障害者	ドクターストップで, 休んでい	ドクターストップがかかってい	解決
(相談)	(匿名)	(本人)	る作業所にそろそろ復帰しよ	るののであれば, 医師へ相談す	(相談助言)
			うと思っているが,復帰してよ	るよう助言した。	
			いだろうか。	(対応回数1回)	
1 2 2	電話	障害者	職員からセクハラを受けてい	申出の内容を事業所へ伝えたと	解決
(苦情)		(本人)	る利用者がいるので, 施設に警	ころ, 関係者に確認する意向が	(相談助言)
			察へ通報するよう言って欲し	確認できたため, 申出人へ伝え	
			い。(A)	たところ了解されたので,対応	
				を終了した。	
				(対応回数8回)	

受付番号	受付方法	種別	相談・苦情内容 【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	ប់
1 2 3	電話	障害者	 母親が亡くなった場合, 事業所	 事業所の利用の条件のことにつ	解決
(相談)	(匿名)	(本人)	 を1週間休めると聞いたが, ど	 いては, 直接事業所へ確認する	(相談助言)
			うか。	よう助言した。	
				(対応回数1回)	
1 2 4	電話	障害者	夜勤中にちゃんと掃除をしな	主訴が事業所における労使関係 解	
(苦情)		(本人)	い職員は辞めさせるべきだ。	に関することであったため, 当	(相談助言)
			(A)	委員会の対応範囲外であること	
				を伝え対応を終了した。	
				(対応回数1回)	
1 2 5	電話	障害者	B型事業所と就労移行支援事	申出内容が制度に関する苦情で	解決
(苦情)	(匿名)	(本人)	業所の工賃に差があり、それを	あったため, 行政の主管課へ確	(相談助言)
			事業所が決められることがお	認するよう助言した。	
			かしい。 (C)	(対応回数1回)	
1 2 6	電話	障害者	以前利用していた事業所の代	主訴については申出人が傾聴の	解決
(苦情)		(本人)	表について不満がある。(A)	みの対応を希望したため話を聞	(相談助言)
				き, 別で制度に関する疑問もあ	
				るということだったため, 行政	
				の主管課へ確認するよう助言し	
				た。 (対応回数1回)	
1 2 7	電話	高齢者	背中の管が濁っているのだが,	健康上のことについては医師へ	解決
(相談)		(本人)	病院に行った方がいいと思う	相談するよう助言した。	(相談助言)
			か。	(対応回数1回)	
1 2 8	電話	障害者	世話人が尋ねたことに答えて	事業所へ申し入れを行った結	解決
(苦情)		(本人)	くれず, 関係がうまくいかない	果,利用者からの質問等に対し、	(相談助言)
			 ため引っ越しをしたい。(A)	丁寧に説明する姿勢が見られた	
				ことから、申出人へ説明すると	
				ともに,引っ越しについては今	
				後もケースワーカーや事業所へ	
				相談しながら様子を見るよう伝	
				えたところ了解された。	
				(対応回数4回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	ZEE IOXXXXXX	
1 2 9	電話	児童	子どもの保育園行事に参加さ	事業所へ申し入れを行った結	解決
(苦情)		(家族)	せてもらえない。(A)	果, 申出人の家族の法定代理人	(相談助言)
				からの指示を受けての対応であ	
				り,事業所としても申出人との	
				窓口として顧問弁護士を立てて	
				いることを確認し, 申出人へそ	
				の旨を伝えたところ了承され	
				た。 (対応回数8回)	
1 3 0	電話	障害者	休みの日に事業所へ行ったら	事業所に申し入れを行ったとこ	解決
(苦情)		(本人)	職員から「みんな仕事中で忙し	ろ,相談支援事業所も交えて話	(相談助言)
			い。」と言われた。(A)	し合いの機会を設けることが確	
				認できたため, 申出人にも事業	
				所とよく話し合うよう助言した	
				ところ了承された。	
				(対応回数5回)	
1 3 1	電話	障害者	義母の骨折の責任を事業所が	話を傾聴した上で, 介護保険サ	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	認めようとしない。どうにかで	-ビスの苦情相談窓口である国	(紹介伝達)
			きないか。(E)	民健康保険団体連合会を紹介し	
				た。 (対応回数1回)	
1 3 2	電話	高齢者	元職場であった虐待等につい	元職場での過去の虐待に関する	解決
(相談)	(匿名)	(その他)	て対応してもらえるか。	相談ではあったが, 行政が実際	(相談助言)
				に調査に動くためにどこまで情	
				報が必要かを知りたいとのこと	
				であったため, 事業所所在地の	
				行政の介護保険担当課へ直接尋	
				ねるよう助言した。	
				(対応回数1回)	
1 3 3	電話	障害者	事業所を変更したい場合はど	事業所を変更したいとのことだ	解決
(相談)	(匿名)	(本人)	うしたらいいか。	ったが, 直接事業所へ伝えきれ	(相談助言)
				ずにいる様子であったため,相	
				談支援事業所へ相談するよう助	
				言し了承された。	
				(対応回数1回)	

受付番号	受付方法	種別	相談・苦情内容 【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	<u>.</u>
1 3 4	書面	児童	職員の心ない言葉や態度に傷	書面による匿名での申出であっ	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	ついているので対処してほし	たため事業所へ申し入れを行っ	(その他)
			い。(A)	たところ,本件について既に対	
				処済みであるということであっ	
				たが, また再度職員への周知等	
				の対処を行う意向が確認された	
				ため対応を終了した。	
				(対応回数2回)	
1 3 5	電話	障害者	職員の電話対応がけんか腰で	申出内容について, 法人の苦情	解決
(苦情)		(家族)	話し合いにならない。(A)	解決責任者が今後の対応を行う(相談	
				ことと, 今後の支援方針につい	
				ては行政の所管課が仲介して調	
				整中であることが確認でき, 申	
				出人へその旨を伝えると了承さ	
				れたため対応を終了した。	
				(対応回数6回)	
1 3 6	電話	 高齢者	│ │契約時に説明がないまま利用	 申出内容について, 事業所が後	解決
(苦情)		(家族)	 料をまとめて 2 ヶ月分請求さ	 日説明の機会を設けるとのこと	(相談助言)
			れた。(C)	 だったため, 一度説明を受けた	
				 上で困ったことがあれば再度相	
				談するよう助言すると了承され	
				た。	
				(対応回数1回)	
1 3 7	電話	障害者	事業所で不当な解雇が続いて	申出内容について, 事業所への	解決
(苦情)		(本人)	いるので内部調査をしてほし	指導権限を有する行政の所管課	(相談助言)
			い。(B)	へ相談するよう助言すると了承	
				された。 (対応回数2回)	
1 3 8	電話	障害者	事業所の経営者の息子(職員)	話を傾聴したが申出人自ら他に	解決
(相談)	(匿名)	(家族)	に辞めてもらいたいので, 仲介	相談するとの意思表示があった	(相談助言)
			してもらいたい。	ため, 対応終了。	
				(対応回数1回)	

【参考】(4)苦情内容の分類

	区 分	例 示		
Α	職員の接遇	・職員の対応や言葉遣いが悪い		
В	サービスの質や量	・食事の内容が悪い・居室の環境が悪い		
С	利用料	・不当な自己負担を求められた ・自己負担額の内容が説明されていない		
D	到明,桂却担供	・説明なくサービス内容が変更された		
ח	説明・情報提供	・重要事項説明や契約書と実際のサービスが違っていた		
Е	被害・損害	・預かり金など金銭のトラブルがあった ・所有物がなくなった ・破損した		
F	権利侵害	・暴力や虐待を受けた・プライバシーを侵害された		
G	その他	・上記に当てはまらない事項		

4 広報・啓発活動の実施

(1) 県社協広報紙「ふくしのひろば」への掲載(2回) 令和2年9月1日発行第230号,令和3年3月1日発行第233号

※掲載内容は 31頁~32頁に掲載

- (2) ポスターの作成(2,000部),配布(623部) リーフレットの配布(1,141部)
- (3) ホームページによる広報・啓発

5 研修会の実施

【 自主開催研修 】

ア 令和2年度福祉サービスに関する相談・苦情解決事業研修会(初級編)

開催日:令和2年9月25日(金)

会場:かごしま県民交流センター 1階 県民ホール

参加者:苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員 254名

内容:講義1 「苦情を福祉サービスの質の向上に活かすポイント」

鹿児島県福祉サービス第三者評価機関 NPOさつま

評価調査者 森山 重康 氏

講義 2 「苦情解決に必要なコミュニケーションスキル

~対人援助スキルの基本となる『傾聴』について~」

NPO法人 かごしまメンタルパートナー協会

理事長 江並 智子 氏

イ 令和2年度福祉サービス苦情解決研修会(中級編・上級編) ※新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み開催中止。

6 巡回訪問(指導)の実施

社会福祉事業の事業者段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう,県内の各事業所を 訪問して苦情解決体制の整備状況を把握するとともに,体制整備に関する相談・助言に応じ,福祉 サービスの質の向上につなぐことのできる苦情解決体制の構築に向けて,県内30事業所の巡回訪 問を実施した。 <30事業所の内訳>

高齢分野事業所:10か所,児童分野事業所:8か所,障害分野事業所:11か所

その他事業所:1か所 ※ 巡回訪問結果の詳細については33頁に掲載。

7 調査研究活動の実施

県内福祉事業所を対象に、福祉サービス苦情解決に係る第三者委員の設置状況についての調査を 行い、現状を把握するとともに、集計結果をホームページ上で公表した。

8 全国会議等への参加

(1) 令和2年度九州ブロック運営適正化委員会事務局連絡会議(事務局1名)

※新型コロナウイルス感染拡大に伴いオンラインでの意見交換等を実施

開催日:令和3年3月5日(金)

内 容:ア 提出議題・回答について

イ 次期開催県の確認について

(2) 令和2年度運営適正化委員会事業研究協議会・相談員研修会(事務局1名)

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い動画配信及びオンラインでの意見交換等を実施

動 画 配 信 期 間 : 令和2年10月16日(金)~30日(金)

意見交換会(オンライン) 開催日:令和2年10月30日(金)

福祉サービスに関する苦情解決の取り組み

福祉サービス運営適正化委員会とは

運営適正化委員会(以下、「委員会」という。)は、社会福祉法第83条に基づき、平成12年度から鹿児島県社会福祉協議会に設置されている福祉サービスの苦情相談窓口です。

福祉サービスを提供している事業者には「苦情受付担当者」や「苦情解決責任者」が配置されています。また、多くの事業者で公平・中立な立場の「第三者委員」も設置されています。

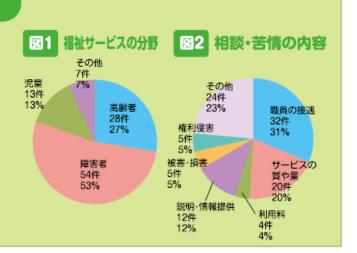
苦情の申出については、事業者段階で利用者(家族)·事業者·第三者委員の話し合いによって解決を図ることが基本になりますが、解決しない場合や事業者に直接言いにくいときには、委員会へ直接相談することができます。

委員会では、中立・公平な立場から利用者からの福祉サービスに関する要望苦情を受け付け、解決に向けて相談・助言・事情調査・あっせんなどを行いその解決を図ります。

苦情等の受付状況(令和元年度分)

令和元年度に委員会に寄せられた相談·苦情の受付件数は102件となっています。

サービス分野別の件数【図1】をみると「障害者分野」の割合が最も多く全体の5割以上を占めており、障害福祉サービスを利用される本人からの申出が増加しています。また、苦情等の内容【図2】については、例年どおり「職員の接遇」が最も多く、2番目に多い「サービスの質や量」に関する苦情と合わせると5割を占めるなど、日頃の職員の関わり方や説明・対応不足から苦情につながることが多いようです。



「相談・苦情受付広報用ポスター」

を配付しています

委員会では、県内の福祉サービス事業所に対して「相談・苦情受付広報用 ポスター」等を配付し、啓発活動を行っています。

この広報用ポスターは、施設・事業所名や、相談・苦情の受付担当者及び解決責任者、第三者委員の氏名や連絡先等を記入することができ、事業所内に貼り周知を図ることで、利用者や家族等が気軽に相談できる体制を構築することにつながります。

広報用ポスターは、啓発用リーフレットと合わせて郵送することもできますので、必要な事業所は、必要枚数を委員会事務局までお申し出ください。

➡ お申込みは以下の事務局までご連絡ください ➡



相談時間

月~金曜日 9:00~16:00 (ただし,祝日·12/29~1/3除く)

相談方法

電話・来所・FAX・郵便・Eメール

福祉サービス運営適正化委員会 原恩

鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部

TEL:099-286-2200 FAX:099-257-5707 E-mail:tekisei@kaken-shakyo.jp

福祉サービス運営適正化委員会のご案内

福祉サービス運営適正化委員会とは

運営適正化委員会(以下、「委員会」という。)は、社会福祉法第83条に基づき、平成12年度から鹿児島県社会福祉協議会 に設置されている福祉サービスの苦情相談窓口です。

福祉サービスを提供している事業者には「苦情受付担当者」や「苦情解決責任者」が配置されています。また、多くの事業者で公平・中立な立場の「第三者委員」も設置されています。

苦情の申出については、事業者段階で利用者(家族)·事業者·第三者委員の話し合いによって解決を図ることが基本になりますが、解決しない場合や事業者に直接言いにくいときには、委員会へ直接相談することができます。

本委員会では、中立・公平な立場から利用者からの福祉サービスに関する要望苦情を受け付け、解決に向けて相談・助言・ 事情調査・あっせんなどを行いその解決を図ります。

相談時間

月〜金曜日 9:00~16:00 (ただし、祝日・12/29~1/3除く)

相談方法

電話·来所·FAX·郵便·Eメール





福祉サービス運営適正化委員会

TEL:099-286-2200 FAX:099-257-5707

【事務局】

鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部 E-mail:tekisei@kaken-shakyo.jp

4

令和2年度 福祉サービスに関する苦情解決事業における事業所巡回訪問先

No.	種別	市町村	法人	事業種別	訪問日	訪問者
1	高齢	志布志市	株式会社	老人デイサービスセンター	11月25日	事務局2名
2	その他	志布志市	社会福祉法人	社会福祉協議会	11月25日	事務局2名
3	高齢	出水市	有限会社	有料老人ホーム	11月26日	事務局2名
4	高齢	鹿児島市	医療法人	認知症対応型共同生活介護	11月27日	事務局2名
5	障害	鹿児島市	一般社団法人	就労継続支援B型	11月27日	事務局2名
6	児童	鹿児島市	社会福祉法人	保育所	11月27日	事務局2名
7	障害	鹿屋市	一般社団法人	就労継続支援A型	11月30日	事務局2名
8	児童	鹿屋市	株式会社	放課後等デイサービス	11月30日	事務局2名
9	障害	鹿児島市	有限会社	就労継続支援B型	12月1日	事務局2名
10	児童	鹿児島市	社会福祉法人	保育所	12月1日	事務局2名
11	高齢	鹿児島市	医療法人	老人デイサービスセンター	12月1日	事務局2名
12	障害	霧島市	NPO法人	就労継続支援B型	12月2日	事務局2名
13	障害	霧島市	NPO法人	児童発達支援	12月2日	事務局2名
14	児童	日置市	社会福祉法人	保育所	12月8日	事務局2名
15	高齢	日置市	合同会社	訪問介護	12月8日	事務局2名
16	児童	霧島市	社会福祉法人	放課後等デイサービス	12月9日	事務局2名
17	児童	姶良市	株式会社	保育所	12月9日	事務局2名
18	児童	いちき串木野市	社会福祉法人	保育所	12月10日	事務局2名
19	高齢	いちき串木野市	医療法人	介護老人保健施設	12月10日	事務局2名
20	障害	鹿屋市	合同会社	重度訪問介護	12月14日	事務局2名
21	高齢	鹿屋市	有限会社	老人デイサービスセンター	12月14日	事務局2名
22	児童	鹿屋市	社会福祉法人	保育所	12月14日	事務局2名
23	障害	南九州市	社会福祉法人	障害者支援施設	12月15日	事務局2名
24	高齢	鹿児島市	社会福祉法人	老人デイサービスセンター	12月15日	事務局2名
25	障害	鹿児島市	NPO法人	就労継続支援B型	12月16日	事務局2名
26	障害	鹿児島市	一般社団法人	就労継続支援B型	12月16日	事務局2名
27	高齢	鹿児島市	医療法人	有料老人ホーム	12月16日	事務局2名
28	高齢	東串良町	有限会社	有料老人ホーム	12月21日	事務局2名
29	障害	東串良町	社会福祉法人	就労継続支援B型	12月21日	事務局2名
30	障害	東串良町	社会福祉法人	障害者支援施設	12月21日	事務局2名

